

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、南アルプスの世界自然遺産登録を推進していくための事業の実施及び連携調整に関する事務を処理することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会(以下「推進協議会」という。)と称する。

(構成)

第3条 推進協議会は、別表1に掲げる市町村(以下「構成市町村」という。)及び賛助会員をもって構成する。

(事業)

第4条 推進協議会は、次に掲げる事業を推進する。

- (1) 南アルプスに関する情報の収集に関すること。
- (2) 南アルプスの保全と適正な利用の促進に関すること。
- (3) 南アルプスの情報発信に関すること。
- (4) その他南アルプスの世界自然遺産登録に必要な事項

(組織)

第5条 推進協議会は、構成市町村の長及び議会の議長をもって組織する。

- 2 推進協議会に、顧問を置くことができる。
- 3 推進協議会に、オブザーバーを置くことができる。

(役員)

第6条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 1人

2 役員は、構成市町村の長及び議会の議長の互選によりこれを定める。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

6 監事は、推進協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求めることができる。

(連絡協議会)

第8条 推進協議会に、各県の特色を活かした調査研究、啓発事業等を推進していく

ため、各県毎に連絡協議会を置く。

2 連絡協議会の組織、運営その他必要な事項は、各県毎に別に定める。

(専門部会)

第9条 専門的な協議又は調整をするため、推進協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置、運営その他専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(南アルプス総合学術検討委員会)

第10条 南アルプス全体の統合的な学術的知見を集積するとともに、委員相互の情報交換・共有を図るため、推進協議会に南アルプス総合学術検討委員会を置く。

2 南アルプス総合学術検討委員会の設置、運営その他南アルプス総合学術検討委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第11条 推進協議会の事務を効率的に推進していくため幹事会を置く。

2 幹事会は、構成市町村の担当課長をもって組織する。

3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、会長が指名した者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。

5 幹事会に、幹事会オブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第12条 推進協議会の庶務を処理するため、事務局を会長の属する市町村の担当課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第13条 推進協議会の運営に必要な経費は、別表2に掲げる負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 推進協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 推進協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成19年2月28日から施行する。

2 この規約の施行後に最初に選任される役員任期は、第6条第3項の規定に係わらず、施行日から平成20年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成20年4月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月9日から施行する。

別表1(第3条関係)

区 分	構成市町村名
山梨県	韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町
長野県	飯田市、伊那市、富士見町、大鹿村
静岡県	静岡市、川根本町

別表2(第13条関係)

負担金額	該当市町村
800,000円	静岡市
200,000円	韮崎市、南アルプス市、北杜市、飯田市、伊那市
50,000円	早川町、富士見町、大鹿村、川根本町